

令和元年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 2 月 1 2 日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線 5626〕

①件 名
都市再生推進法人の指定について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 全国では、エリアマネジメント、リノベーションまちづくり、道路・水辺・公園の公共空間を活用した都市のにぎわいづくりなど、官民連携のもと、従来のまちづくりの手法にとらわれない民間主導のまちづくりが行われている。 本市においても、第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画の認定に向け策定作業を進めており、中心市街地の活性化に資する関連事業として「かわまちエリアマネジメント事業」を予定している。</p> <p>【目的】 まちづくりの新たな担い手として、都市再生特別措置法に基づき民間のまちづくり団体を都市再生推進法人に指定することにより、地域の再生と持続可能なまちづくりを目指す。 また、都市再生推進法人による、堤防一体空間をはじめとしたかわまちエリアのマネジメント体制を構築することで、日常的な賑わいの創出を目指す。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 都市再生特別措置法（平成 1 4 年 4 月 5 日法律第 2 2 号） 〔震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：有・無〕 石巻市震災復興基本計画 施策大綱 3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 2 川とともに生きる (1) 中心市街地商店街の復旧・復興</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 8 年 6 月 かわまち交流拠点事業整備計画の策定 平成 3 0 年 1 2 月 第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定開始 令和 元年 8 月 旧北上川堤防利活用社会実験
⑤主な内容
<p>石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を制定することにより、地域のまちづくりを担う法人として、民間のまちづくり団体を都市再生推進法人に指定する。 ※詳細は別紙のとおり なお、都市再生推進法人に指定された法人は、国等による以下の支援が受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種補助制度、融資、税制特例等の活用 ・法に基づく協定制度の活用 ・民間都市開発推進機構による支援 等
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 都市再生推進法人による、堤防一体空間をはじめとしたかわまちエリアのマネジメント体制を構築し、創出された賑わいを中心市街地全体へ拡大することにより、中心市街地の活性化が期待される。 また、都市再生推進法人に指定された法人は、行政の補完的機能を担う公的な位置づけが得られるため、法人の信用度・認知度が向上し、関係者調整が円滑に進むことが期待される。</p>

⑦他の自治体の政策との比較検討	
【仙台市】	
平成27年9月	仙台市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定
平成28年1月	(一社) 荒井タウンマネジメントを都市再生推進法人として指定
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
令和2年2月	石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定
	都市再生推進法人の随時募集
3月	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画認定予定
	都市再生推進法人の指定
⑨その他	